## 

令和5年 5月25日

社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会 会 長 本多 周太

> 剪 永秀人 監事

監事

社会福祉法第45条の18並びに本会定款第22条及び本会監事監査実施規程に 基づき、下記のとおり監査の結果を報告します。

記

監査の実施日 令和5年 5月24日(水)

9時00分~16時30分

5月25日(木)

9時00分~16時30分

2 監査の種類 定期監查

監査を実施した監事名 3

朝永 秀人 ・ 大町 祐子

4 監査内容 業務監査及び会計監査

- 監査意見 5
  - ・事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正 しく示しているものと認めます。
  - ・理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
  - ・計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の 増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めま す。

## ◎監査重点項目

監査事項		監事意見
本会の組織運営状況 (諸規程、評議員、理事、 評議員会及び理事会)		・適正である。
本会の組織運営状況 (人事、労務管理)		・適正である。
事業実施状況及び施設 等の運営管理状況		・適正である。
福祉サービスの質の向 上のための取組状況		・適正である。
本会及び事業の会計状況	会計帳簿の状況	・適正である。
	予算の編成状況	・適正である。
	出納、財務の状況	・適正である。
	契約状況(契約方法、入札方法)	・適正である。
	資産の管理状況	・適正である。
	事業区分間、拠点区分間、サービス区分間の 資金異動状況	・適正である。
	計算関係書類及び財産 目録の作成状況	・適正である。
	本会の財務状況等	・適正である。
その他		・拠点区分ごとの資金収支、事業活動収支の状況を整理した月次試算表が作成されているが、報告が翌月末以降になっていることが見受けられるので、遅滞なく報告すること。 ・在宅介護拠点区分における、経常増減差額で赤字の状況であるので、経営状況等改善をはかること。